

岩手県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第522号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和4年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市中太田新田、下太田沢田、下太田榊、下太田下川原等区内
- 2 実施した期間 令和3年6月28日から令和4年3月17日まで
- 3 実施した公共測量の種類 4級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量